

男鹿市公告第 30 号

公募型プロポーザル方式で業務の受託予定者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 業務名

男鹿市若美学校給食センター調理等業務

2 業務内容及び提出書類

「男鹿市若美学校給食センター調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（企画提案者となろうとする者）は、次に掲げる全ての事項を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがされた者でないこと。
- (3) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 市との連絡・調整、緊急時の対応が速やかに行えるように、秋田県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有していること。
- (6) これまでに学校給食業務の受託実績を有する者、又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日生食発 616 第 1 号改正）に基づき、1 日 500 食以上を提供する調理業務の実績を 3 年以上有する者であること。
- (7) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- (8) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有すること。
- (9) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 実施スケジュール

手続等	期間・期日等
公募案内の公表	令和 6 年 1 0 月 1 日（火）から 1 0 月 2 4 日（木）
現地見学会参加受付期限	令和 6 年 1 0 月 9 日（水）午後 5 時

現地見学会	令和6年10月15日（火）午後1時30分から
質問受付期限	令和6年10月16日（水）午後5時必着
質問の回答	令和6年10月21日（月）
参加表明書受付期限	令和6年10月24日（木）午後5時
参加資格要件審査の結果通知	令和6年10月28日（月）
提案書類の受付期間	令和6年11月 6日（水）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年11月19日（火）午後 予定
審査結果通知	令和6年11月下旬 予定
業務委託予定事業者決定	令和6年11月下旬 予定
業務委託事業者決定	令和6年12月上旬 予定
開始準備	決定後～令和7年3月31日（月）